

国立大学法人群馬大学経営戦略本部学長補佐室内規

令和 4. 3. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営戦略本部学長補佐室（以下「学長補佐室」という。）に関し、必要なことを定める。

(業 務)

第2条 学長補佐室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学長が命じる特命事項に係る企画，立案，調査，分析及び検討
- (2) その他学長が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 学長補佐室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する学長特別補佐
- (2) その他学長が必要と認めた者

(室 長)

第4条 学長補佐室に室長を置き、前条第1号の者うち学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、学長補佐室の業務を掌理する。

(事 務)

第5条 学長補佐室の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画評価課において処理する。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、学長補佐室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年3月1日から施行する。